

ご契約者への情報提供サービス

郵送によるサービス

ご契約現況のお知らせ

ご契約ごとに毎年4回(1、4、7、10月)ご契約内容(積立金額、ユニット・プライス、死亡給付金額など)についてお知らせします。

新変額個人年金保険(特別勘定)決算のお知らせ

事業年度決算後、特別勘定の運用実績や運用収支状況などについてお知らせします(毎年7月末頃)。

電話によるサービス

アクサ フィナンシャル生命カスタマーサービスセンター

0120-933-399

受付時間 / 9:00 ~ 18:00

(土日祝日および年末年始の休日を除く)

- 契約内容、特別勘定の運用状況についてのご照会
- スイッチング(積立金の移転)のお手続き※
- 契約内容の変更や給付金請求などの各種お手続き
- 各種お問い合わせ

※事前の登録が必要です

インターネットによるサービス

アクサ フィナンシャル生命ホームページ

<http://www.axa-financial.co.jp>

- 最新の会社案内、商品案内
- ユニット・プライス推移、特別勘定の運用実績
- 「ご契約者さま専用インターネットサービス」によるご契約内容・積立金の照会、スイッチング(積立金の移転)のお手続き※

※事前の登録が必要です

生命保険募集人について

鳥取銀行の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとアクサ フィナンシャル生命保険株式会社との保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してアクサ フィナンシャル生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。また鳥取銀行は、取引商品の引受保険会社の支払能力を保証するものではありません。

グローバル・ウィンのご購入に際しては、必ず変額保険販売資格をもつ募集人にご相談ください。

お客さまの担当者である生命保険募集人の身分・権限等に関しまして確認のご要望がある場合には、アクサ フィナンシャル生命カスタマーサービスセンターにご照会ください。

- 本商品はアクサ フィナンシャル生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり元本保証はありません。また預金保険制度の対象外となります。
- 本商品のご購入に関して、お客さまと鳥取銀行との銀行取引に影響を及ぼすことはありません。

募集代理店

株式会社鳥取銀行

TOTTORI BANK 鳥取銀行

引受保険会社



アクサ フィナンシャル生命保険株式会社

160-8335 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト10F
TEL 03-6911-9100 FAX 03-6911-9260
<http://www.axa-financial.co.jp>

お問合せ窓口：カスタマーサービスセンター



0120-933-399 (無料)

9:00~18:00(土日祝日および年末年始の休日を除く)



アクサ フィナンシャル生命

TOTTORI BANK 鳥取銀行

分散投資型年金

Global WIN

グローバル・ウィン

新変額個人年金保険(無配当)

特別勘定グループ(GW)



商品パンフレット
ご契約のしおり - 約款
特別勘定のしおり

この商品は新規の販売を停止しています。記載の内容は当資料が作成された時点のもので、既にご契約いただいているお客さま専用の参考資料です。新規のご契約のためにはご利用いただけません。

▲ご注意ください事項

投資リスクについて

この保険の積立期間（運用期間）中の運用は特別勘定で行われます。特別勘定資産の運用実績に基づいて死亡給付金額、年金額および解約払戻金額等が変動（増減）します。特別勘定資産の運用は、株式および公社債等の価格変動と為替変動等に伴う投資リスクがあり、運用実績によってはお受け取りになる年金額や解約払戻金額の合計額が一時払保険料を下回ることがあります。これらのリスクはすべてご契約者に帰属します。

諸費用について

契約初期費	一時払保険料に対して 5% を特別勘定繰入前に控除します。
保険関係費	特別勘定の資産総額に対して（ 年率 0.75%+ 運用実績に応じた費用（※） ） /365 日を積立金から毎日控除します。 ※運用実績に応じた費用：運用実績を毎日判定し、実績が 年率 1.5% を超過 した場合のみ、 超過分 1% あたり 0.1%（上限 1.25%） 控除します。
移転費用	積立金の移転が年間 13 回以上るとき、 移転 1 回につき 1,000 円 を、保険会社が移転を受け付けた日末に積立金から控除します。
年金管理費	年金支払開始日以後、支払年金額の 1% を年金支払日に控除します。
資産運用関係費	日本株インデックス型(GW) 年率 0.42% 程度 日本株アクティブ型(GW) 年率 0.924% 程度 海外株式型(GW) 年率 0.399% 程度 新興成長国株式型(GW) 年率 1.155% 程度 海外債券型(GW) 年率 0.9135% 程度 日本債券型(GW) 年率 0.252% ～ 0.3675% 程度 海外リート型(GW) 年率 0.42% 程度 マネープール型(GW) 年率 0.008925% ～ 0.525% 程度

※詳しくは 11 ページをご覧ください。

分散投資型年金

Global WIN

グローバル・ウィン

新変額個人年金保険（無配当）	特別勘定グループ(GW)
----------------	--------------

商品パンフレット	1
はじめに	2
グローバル・ウィンのしくみと特徴	4
特別勘定ラインナップ	6
特別勘定の選択（ポートフォリオの組み立て）	8
モデルタイプの構築方法について	9
特別勘定の変更（ポートフォリオの組み替え）	10
グローバル・ウィンにかかる費用	11
税金のお取り扱い	12
ご契約について	14
アクサ フィナンシャル生命のご紹介	15
グローバル・ウィン Q&A	16
ご契約のしおり	19
約款	65
特別勘定のしおり	103
金融商品取引法 第2条第31項第4号に規定する「特定投資家」の方へ	273

商品パンフレット



ゆとりあるセカンドライフには 自助努力＝資産運用が必要です。 グローバル・ウィンで、 自分でつくる国際分散投資、 はじめましょう。

公的年金だけで間に合いますか？

退職後のセカンドライフは趣味に没頭したり、海外旅行に出かけたり…。そんな夢をお持ちの方も少なくないでしょう。ところでセカンドライフの生活費のベースになるのが「公的年金」ですが、少子高齢化の急速な進展などで、自助努力がますます大事な時代になっています。

公的年金で、ゆとりある生活は…？

そもそもセカンドライフにはどれだけの資金が必要でしょうか？平成18年の総務省家計調査によると、夫婦2人の老後支出は月額平均約27万円。一方、ゆとりある老後の生活費として必要な額は、生命保険文化センターの調査によると月額37万円となり、図1のように公的年金だけでは不足します。

ゆとりあるセカンドライフ 資金準備はどれだけ必要？

ご存知のとおり日本は世界有数の長寿国。図2のようにセカンドライフは多くの場合、20年以上に上ります。たとえば図3のように、65歳から85歳までの20年間、月15万円を賄おうとした場合、15万円×12ヵ月×20年＝3,600万円の資金が必要となります。ゆとりあるセカンドライフを実現するためには、資金を殖やす工夫も必要かもしれませんね。

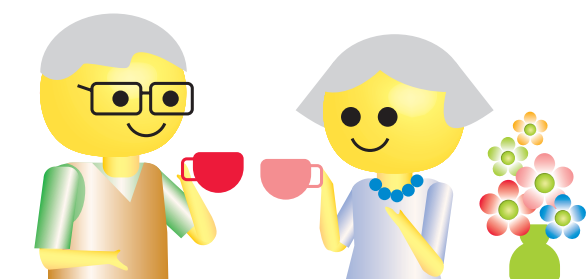
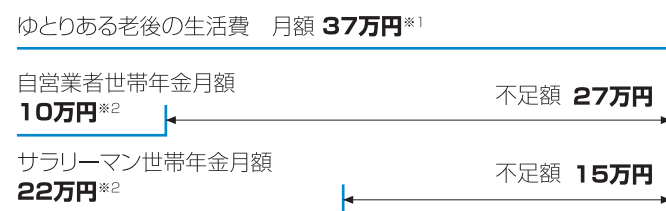


図1
ゆとりあるセカンドライフに必要な資金は？
ゆとりある老後の生活費と公的年金額



※1 平成16年度「生活保障に関する調査」(生命保険文化センター)
※2 平成15年度「社会保険事業の概況」(社会保険庁)

図2
何歳まで生存できる？

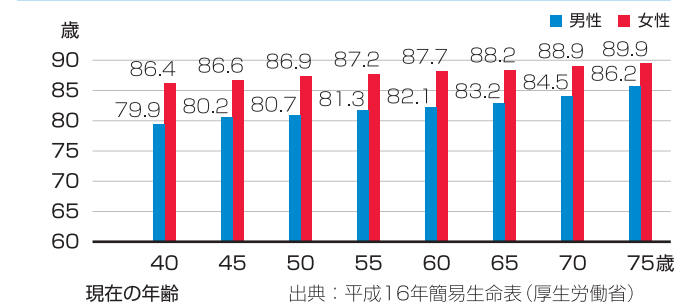
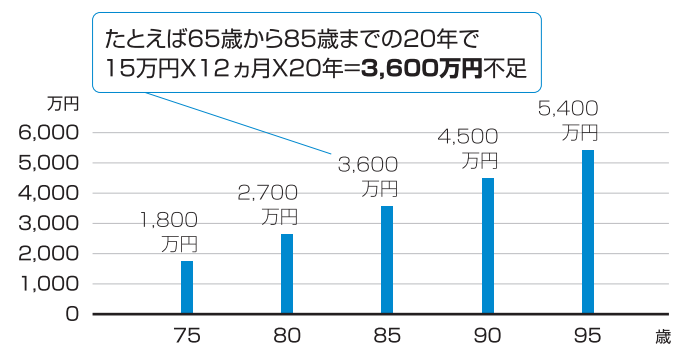
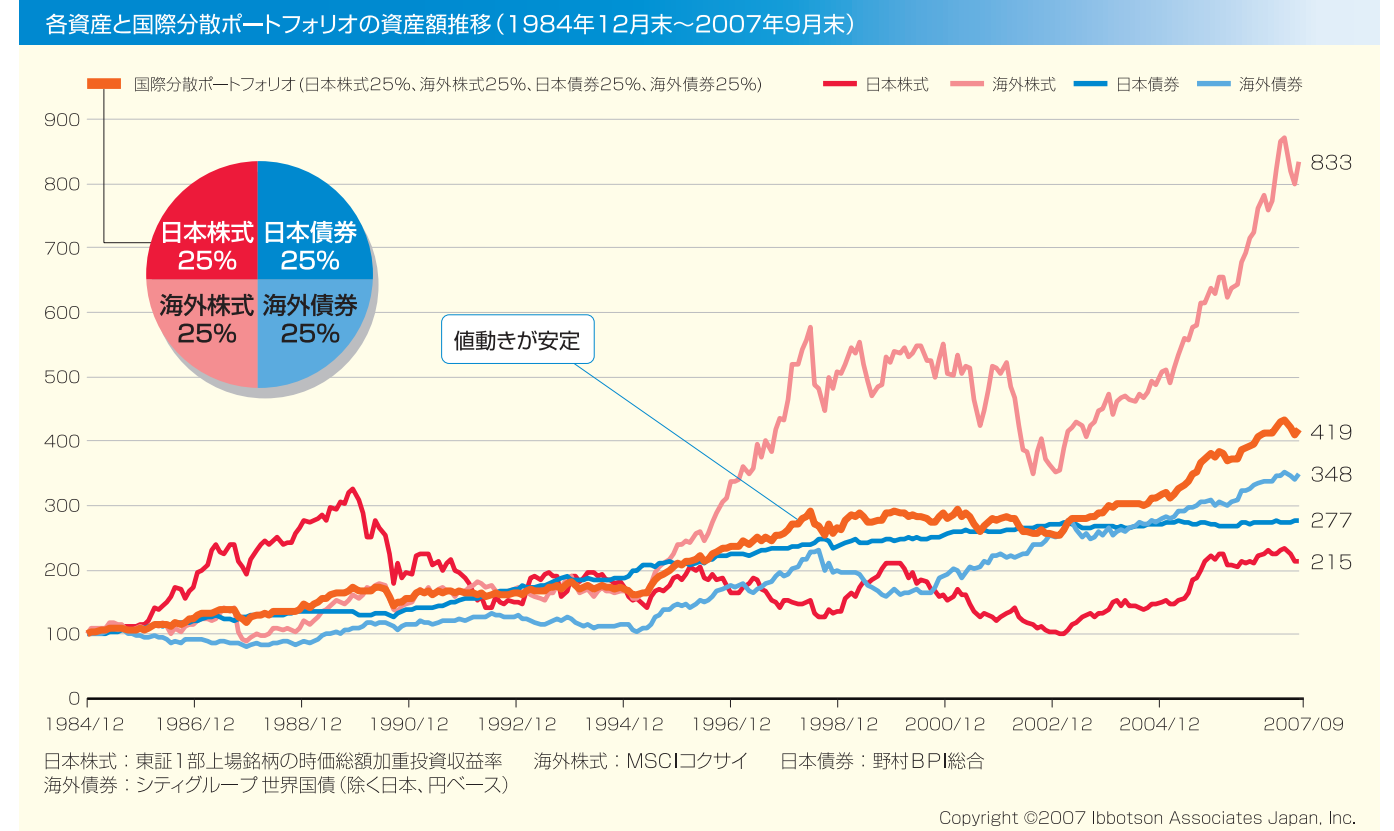


図3
長生きには、こんなに資金が必要！
65歳から月15万円の不足分を賄う場合の必要額



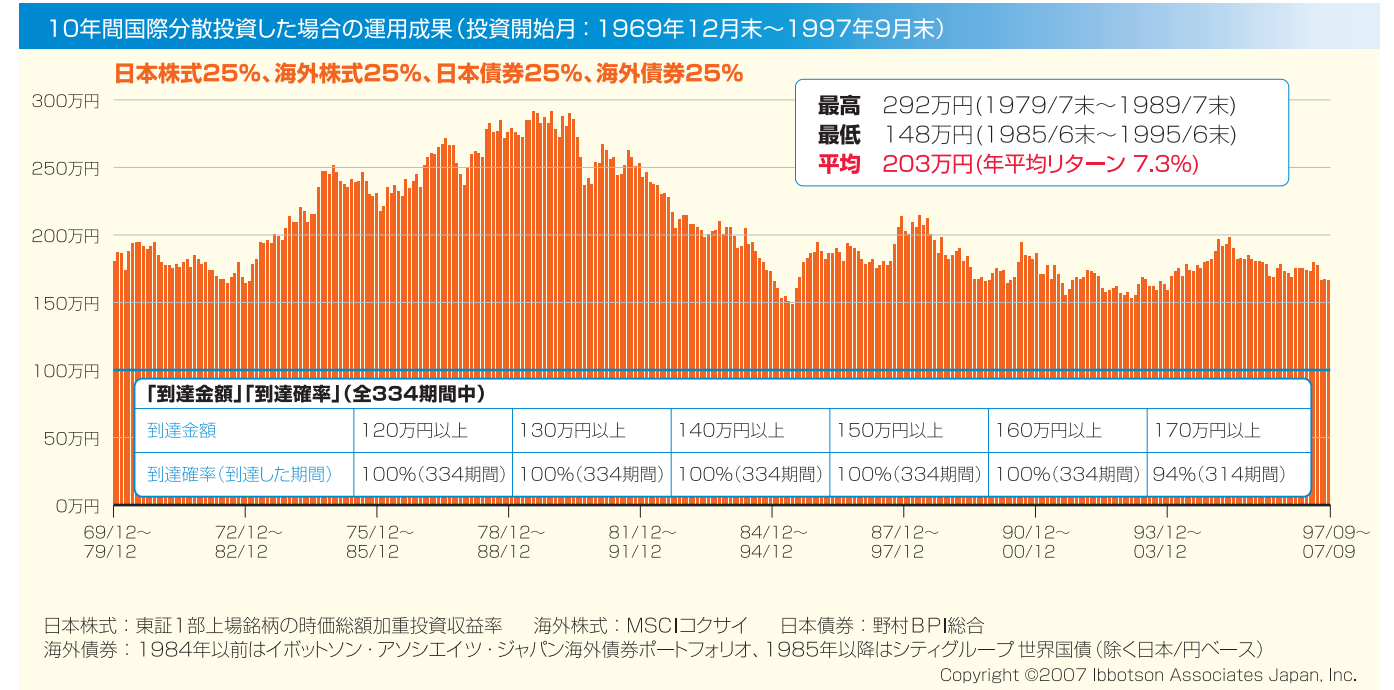
資産運用の鉄則は「国際分散投資」と言われています

中長期的に優れたリターンを実現するためには特定地域の資産への投資に集中しないことが運用の鉄則とされています。国際分散投資とは、値動きの違う資産を組み合わせ、資産の価格変動リスクを抑える運用方法です。下のグラフは、1984年末からの日本株式、海外株式、日本債券、海外債券それぞれの値動きおよび各資産を組み合わせ、分散投資した場合の値動きの推移を示したものです。単一の資産の値動きに比べ、分散投資の方が値動きが安定していますよね。



たとえば100万円を10年間国際分散投資すると…

下の図は、「たとえば100万円を元本に10年間国際分散投資したと仮定すると10年後にはいくらになったか」を示したものです。1969年12月末からのデータで見ると、10年後に元本の100万円を下回るケースはなく、最高で292万円、最低でも148万円の運用成果となっており、平均では203万円(年平均リターン7.3%)となっています。

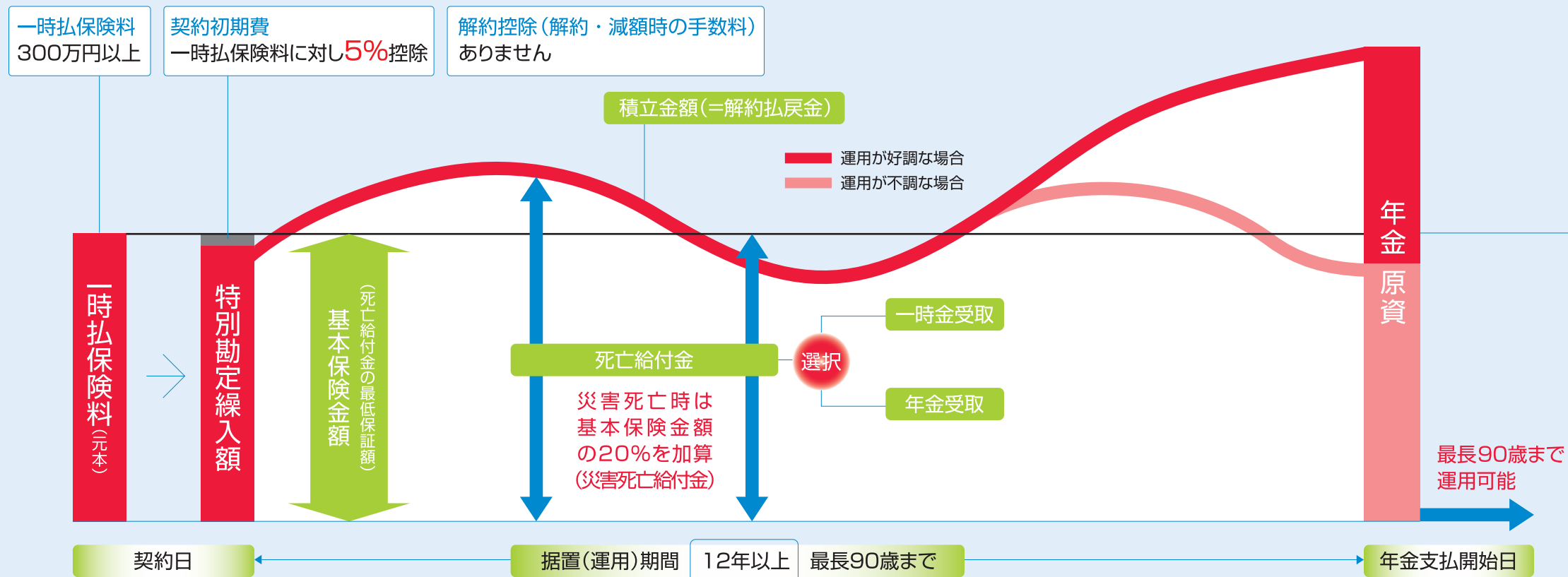


●本ページは情報提供を目的としており、いかなる投資の推奨・勧誘を行うものではありません。過去のパフォーマンスは将来のリターンを保証するものではありません。
●本ページはグローバル・ウィンに設定されている特別勘定を説明したものではありません。

グローバル・ウィンのしくみと特徴

新変額個人年金保険グローバル・ウィンは、一時払保険料をもとに、お客さまご自身で特別勘定を自由に選んで資産運用する年金保険です。「資産運用」「保険」「年金」の3つの機能を持っています。

「78歳（被保険者）」の方まで
「職業告知のみ」でご加入可能
（契約者年齢の制限なし）



- 一時払保険料（元本）から契約初期費を控除した金額が特別勘定で運用されます。
- グローバル・ウィンは特別勘定の運用実績に応じて積立金（＝解約払戻金）・死亡給付金・年金額が変動（増減）する保険です。死亡給付金は払込保険料相当額である基本保険金額が最低保証されますが、積立金（＝解約払戻金）・年金額には最低保証はありませんので、払込保険料を下回る場合もあります。
- 年金額は保険のご加入時点で定まるものではありません。将来お受取りになる年金額は年金支払開始日の前日末の積立金（年金原資）ならびに年金支払開始時点の基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づいて計算され算出されるものですので、年金支払開始日まで確定しません。なお、年金支払日に一旦確定した年金は、以後変動せず一定となります。

契約後3年から「早期受取プラン」への移行も可能です。

「早期受取プラン（年金支払移行特約）」について

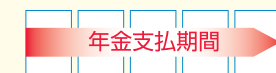
- 契約日から3年以上経過後、特別勘定の運用を終了し、その時点の解約払戻金（＝積立金）をもとに年金支払への移行が可能（解約払戻金全額に限る。一部のみの移行は不可）
- 年金種類は確定年金のみ。年金支払期間は5年～40年から選択可能（年金支払の終了年齢が105歳以下となる範囲）



年金受取

確定年金（年金支払期間：5年・10年・15年）

所定の年金支払期間に年金受取



年金の受取期間

将来の年金受取に代えて、年金を一括で受け取ることも可能です。また、年金支払期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、残存期間に対する年金現価に相当する額が一括して死亡一時金として支払われます。

保証期間付終身年金（保証期間：5年・10年・15年）

被保険者のご存命の限り年金受取

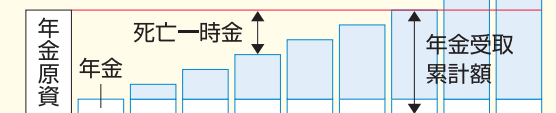


年金の受取期間

将来の年金受取に代えて、年金を一括で受け取ることも可能です。また、保証期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、残存保証期間に対する年金現価に相当する額が一括して死亡一時金として支払われます。

一時金付終身年金

被保険者のご存命の限り年金受取



年金の受取期間

将来の年金受取に代えて、年金を一括で受け取ることも可能です。また、被保険者がお亡くなりになった場合、年金受取累計額が年金原資に満たないときには、差額に相当する額が一括して死亡一時金として支払われます。

年金一括受取

まとまった資金が必要なときは、年金を一括でお受け取りいただくことも可能です。

1

8本の特別勘定から選び方自由自在
モデルタイプでカンタン分散投資も可能

- 厳選された8本の特別勘定から自由に選んで運用
- 2タイプの分散投資モデルタイプをご用意
- ご契約後もスイッチング（積立金の移転）で自由に特別勘定の組み替えが可能

詳しくはP6～10をご覧ください。

2

解約・減額時の解約控除なし

ライフプランにあわせた
運用成果の受取

- 解約または基本保険金額の減額により解約払戻金（＝積立金）をお受け取り
- 多彩な年金でお受け取りいただけるほか、一括受取も可能（年金支払開始日を繰り上げまたは繰り下げ可能※）
- 契約後最短3年から年金の早期受取も可能（年金受取希望時に「年金支払移行特約」の付加が必要）

※最長90歳まで

3

万が一の死亡保障は元本額を最低保証
受取方法も2タイプ

- 万一の時には、死亡日時点の積立金額と基本保険金額（＝払込保険料相当額）のいずれか高い金額を死亡給付金としてお受け取り
- 死亡給付金は一時金でお受け取りいただくか、または年金支払特約を付加することで年金形式でお受け取りいただくことも可能（ご契約時には36年確定年金のみ選択可）

4

税務面の魅力

- 運用収益の課税繰り延べ（複利の運用効果）
- 死亡給付金の相続税非課税枠（500万円×法定相続人数）
- 年金受給権の評価（相続税法第24条）

詳しくはP12～13をご覧ください。

特別勘定ラインナップ

グローバル・ウィンでは、お客さまに質の高い資産運用サービスをご提供するため、業界有数の運用会社による厳選された 8 本の専用特別勘定をご用意しました。お客さまの好みに合わせて 8 本の特別勘定から組み合わせて機動的な資産運用が可能です。

特別勘定名称	運用方針	主な運用対象の投資信託	資産運用関係費	投資信託の運用会社
日本株 インデックス型 (GW) 	国内の株式を主な投資対象とする投資信託に主に投資することにより、日経平均株価に連動した投資成果をあげることを目指します。	インデックスファンド 225VA (適格機関投資家向け)	年率 0.42% 程度 (税抜 0.40% 程度)	 日興アセットマネジメント株式会社
日本株 アクティブ型 (GW) 	国内の株式を主な投資対象とする投資信託に主に投資することにより、東証株価指数を中長期的に上回る投資成果をあげることを目指します。	フィデリティ・日本成長株・ ファンド VA3 (適格機関投資家専用)	年率 0.924% 程度 (税抜 0.88% 程度)	 フィデリティ 投信株式会社
海外株式型 (GW) 	日本を除く主要先進国企業の株式を主な投資対象とする投資信託に主に投資することにより、MSCI KOKUSAI インデックスに連動した投資成果をあげることを目指します。	ステート・ストリート外国株式 インデックス・ファンド VA1 (適格機関投資家専用)	年率 0.399% 程度 (税抜 0.38% 程度)	STATE STREET GLOBAL ADVISORS  ステート・ストリート・グローバル・ アドバイザーズ株式会社
新興成長国 株式型 (GW) 	新興成長国の企業の株式を主な投資対象とする投資信託に主に投資することにより、中長期的な成長を目指します。	JPM・BRICS5・ファンド (適格機関投資家転売制限付)	年率 1.155% 程度 (税抜 1.10% 程度)	 JP モルガン・アセット・マネジメント 株式会社
海外債券型 (GW) 	日本を除く世界各国の公社債を主な投資対象とする投資信託に主に投資することにより、中長期的に安定した投資成果をあげることを目指します。	ピムコ・海外債券ファンド (適格機関投資家専用)	年率 0.9135% 程度 (税抜 0.87% 程度)	 ピムコジャパン リミテッド
日本債券型 (GW) 	国内の物価連動債を主な投資対象とする投資信託に主に投資することにより、中長期的に安定した投資成果をあげることを目指します。	MHAM 物価連動国債ファンド VA (適格機関投資家専用)	年率 0.252% ～ 0.3675% 程度 ^(※1) (税抜 0.24% ～ 0.35% 程度)	 みずほ投信投資顧問株式会社
海外リート型 (GW) 	日本を除く世界各国の上場不動産投信 (REIT=Real Estate Investment Trust) を主な投資対象とする投資信託に主に投資することにより、S&P シティグループ・グローバル REIT インデックス (除く日本、配当込み、円換算ベース) に連動した投資成果をあげることを目指します。	ノムラ海外 REIT インデックス・ ファンド VA (適格機関投資家専用)	年率 0.42% 程度 (税抜 0.40% 程度)	 野村アセットマネジメント株式会社
マネープール型 (GW) 	他の特別勘定で運用している資金の一時退避を目的とし、国内の公社債および短期金融商品等を主な投資対象とする投資信託に主に投資することにより、安定した投資成果をあげることを目指します。	フィデリティ・マネー・プール VA (適格機関投資家専用)	年率 0.008925% ～ 0.525% 程度 (税抜 0.0085% ～ 0.50% 程度) ^(※2)	 フィデリティ 投信株式会社

特別勘定について

- グローバル・ウィンの各特別勘定は、新変額個人年金保険にかかわる資産の管理、運用を行うための勘定として、他の保険種類にかかわる資産（一般勘定）とは区分して管理、運用を行います。
- 新変額個人年金保険には、複数の特別勘定グループが設定されています。グローバル・ウィンには「特別勘定グループ (GW)」が設定されています。特別勘定は、投資信託で運用するほかに、保険契約の異動等に備えて一定の現預金等を保有しているため、投資信託の運用実績と特別勘定の運用実績は必ずしも一致するものではありません。
- 特別勘定および特別勘定の主な運用対象となる投資信託の内容が変更されることがあります。

※ 1 当該計算期間の前計算期間の終了日の前 5 営業日間におけるわが国の無担保コール翌日物金利（加重平均値）の平均値の水準に応じて、計算期間毎に決定します。

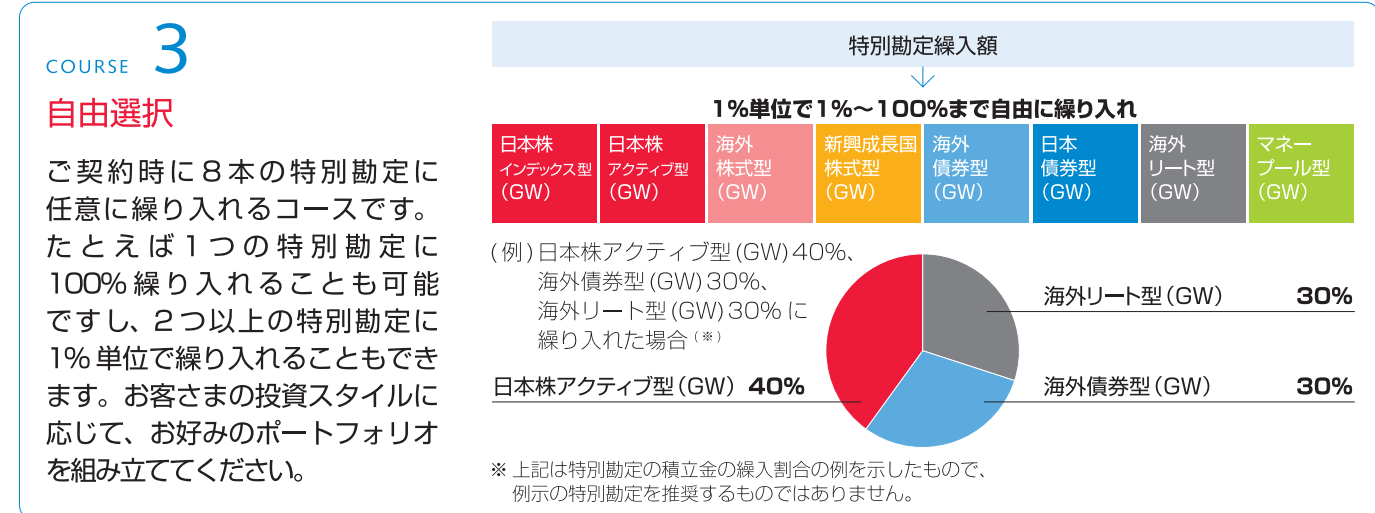
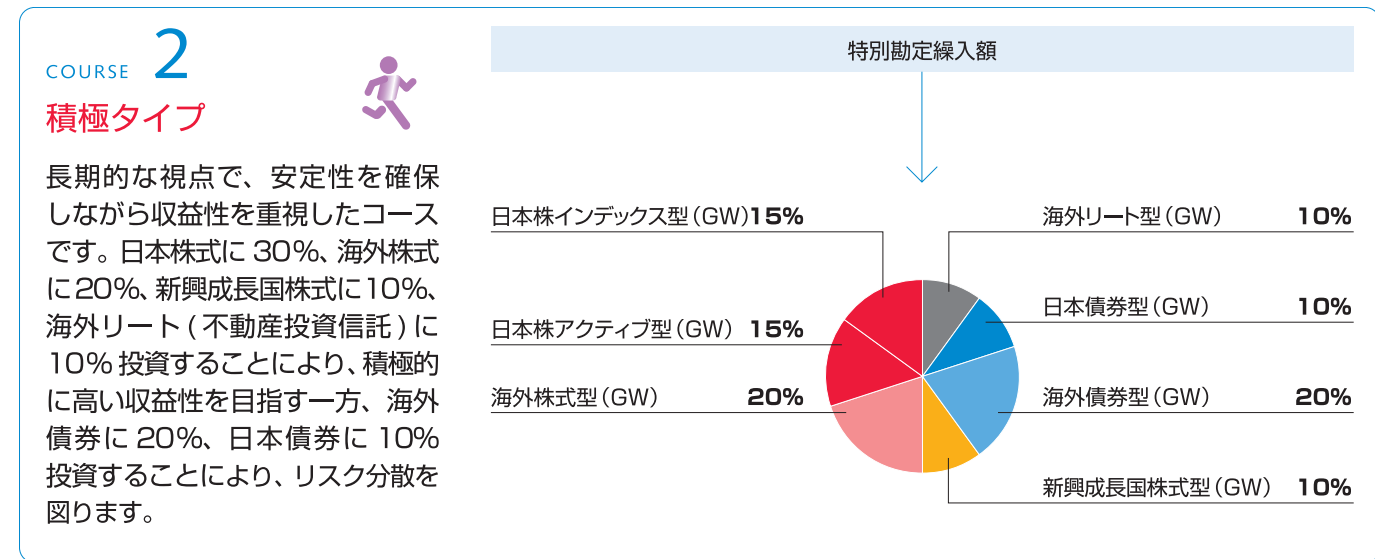
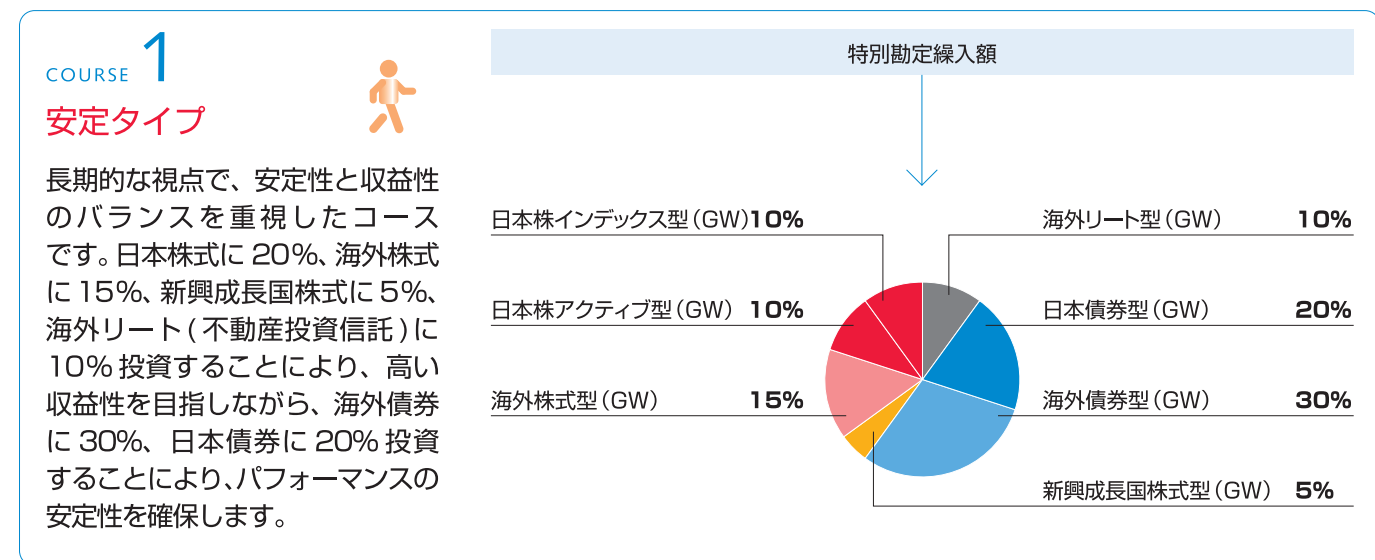
※ 2 当該各月の前月の最終営業日を除く最終 5 営業日間における短資協会発表の無担保コールオーバーナイト物レートの平均値に応じて、各月毎に決定します。

特別勘定グループについて

- 新変額個人年金保険には、複数の特別勘定グループが設定されており、保険契約お申込みの際に、ご契約者から特別勘定グループをご指定いただけます。新変額個人年金保険グローバル・ウィンには、「特別勘定グループ (GW)」が設定されており、保険料繰り入れおよび積立金の移転は「特別勘定グループ (GW)」に属する特別勘定に限定されます。「特別勘定グループ (GW)」以外の特別勘定グループに属する特別勘定への保険料の繰り入れおよび積立金の移転はできません。
- 新変額個人年金保険には、「特別勘定グループ (GW)」以外にも特別勘定グループが設定されており、ご加入される窓口により特別勘定グループが異なる場合があります。「特別勘定グループ (GW)」以外の特別勘定グループの内容につきましては引受保険会社へお問い合わせください。

特別勘定の選択（ポートフォリオの組み立て）

グローバル・ウィンでは、世界的な投資コンサルティング会社「イボットソン・アソシエイツ」の協力のもと構築した2つのモデルタイプ「安定タイプ」「積極タイプ」と、8本の特別勘定に自由に繰り入れる「自由選択」をご用意しました。お客さまの運用スタンスに応じて、3つのコースからお好みのコースをご選択ください。



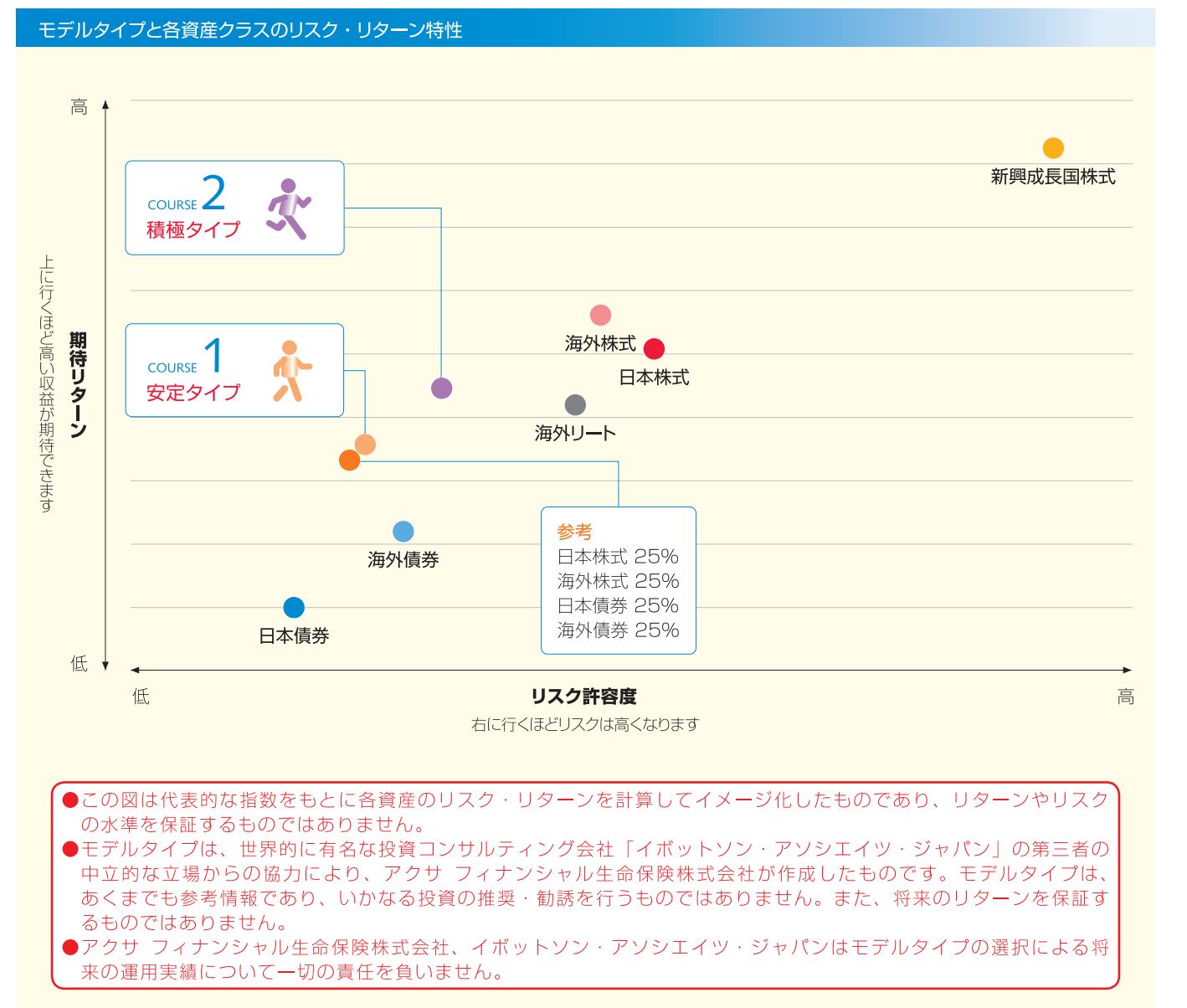
- 上記はご契約時の特別勘定繰入割合です。ご契約後、積立金は各特別勘定の運用成果によって変動しますので、上記の繰入割合が据置（運用）期間中一定に保たれるわけではありません。ご契約時の特別勘定繰入割合をご契約後も定期的に一定に保ちたい場合は、ご契約時に「リバランス（積立金構成割合の自動調整）」をお申込みください。
※リバランスについて詳しくはP10をご覧ください。

モデルタイプの構築方法について

価格変動リスクを分散しつつ長期的に高いリターンを確保するために、複数の資産を組合せることによって、同じリスク水準ならば期待収益率が最も高くなるように、また同じ期待収益率ならばリスクが最も低くなるようにモデルタイプを構築します。

モデルタイプを構築する際に必要な各資産の期待収益率・リスク（標準偏差）・相関係数などの前提係数は、イボットソン・アソシエイツ社が超長期のデータを用いて最新の経済金融理論に基づき推計しています。

アクサ フィナンシャル生命は、イボットソン・アソシエイツ社の協力に基づき、各資産のさまざまな組合せについて比較分析（最適化計算）を行い、株式の比率が40%および60%となる2つのモデルタイプを構築しました。



Ibbotson Associates

イボットソン・アソシエイツとは

イボットソン・アソシエイツは、長期の投資収益率データから分散投資の効果を実証した先駆者の一人であるロジャー・イボットソン教授（イェール大学）が、1977年に米国シカゴに設立したアセットアロケーションを専門とするコンサルティング会社です。米国、日本をはじめ世界中の多くの金融機関や投資運用業界に、さまざまな資産クラスの期待収益率・リスク推計値や、モデル・ポートフォリオ、投資分析サービス、投資教育プログラムなどを提供しています。

www.ibbotson.co.jp

特別勘定の変更（ポートフォリオの組み替え）

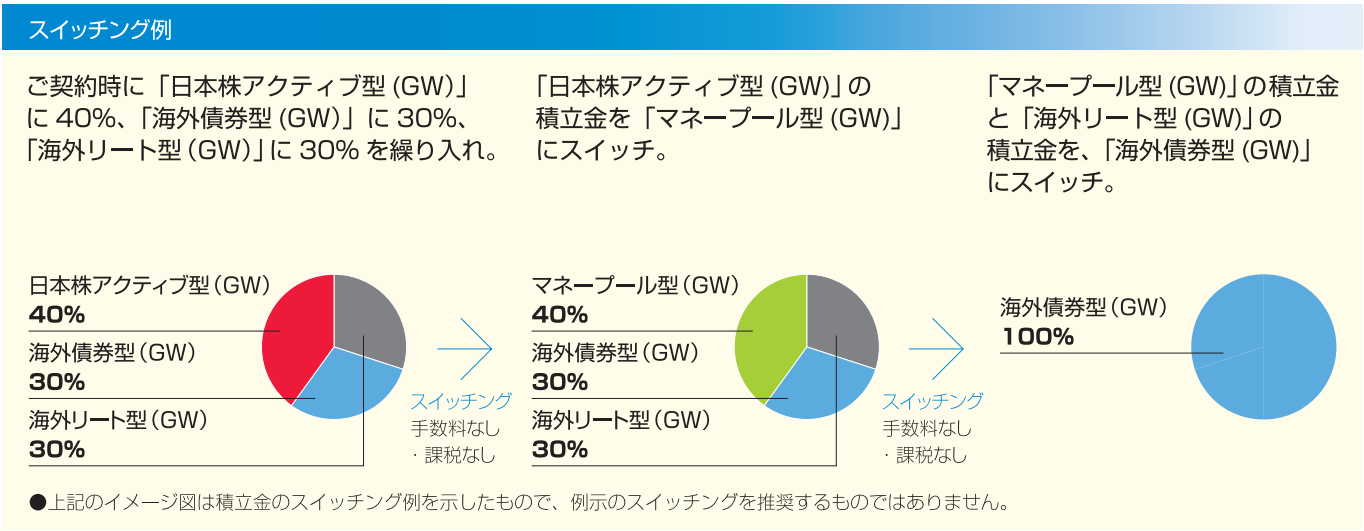
お客さまの投資スタンスの変更やマーケットの変動などに対応するため、特別勘定を組み替える機能を用意しています。書面でのお手続きに加え、事前に登録しておけば、インターネットでもお電話でもお手続き OK です。とても便利です。

スイッチング（積立金の移転）

年間12回まで手数料不要

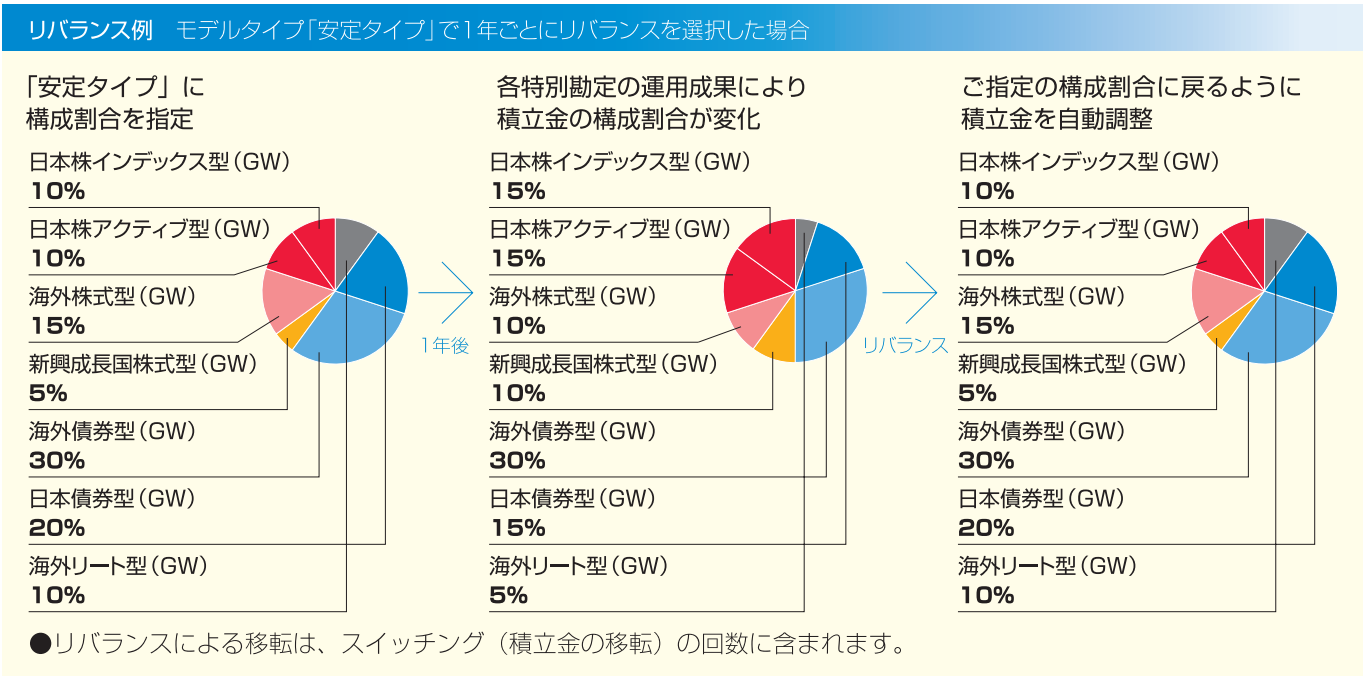
インターネット・お電話でカンタンお手続き（事前登録が必要となります）

お客さまのご判断によって、積立金を他の特別勘定に移転し、積立金のポートフォリオをお手軽に組み替えるサービスです。スイッチングは年間 12 回まで手数料不要です（年 13 回以上は 1 回につき 1,000 円を積立金より控除します）。スイッチング時の課税はありません。



リバランス（積立金構成割合の自動調整）

スイッチング（積立金の移転）を定期的・自動的に行うサービスです。あらかじめご指定いただいた積立金の構成割合を一定に保つよう、ご指定いただいた期間ごとに定期的に構成割合を自動調整するサービスです。指定期間は、1 年ごと、6 ヶ月ごと、3 ヶ月ごとから選択できます。



グローバル・ウィンにかかる費用

新変額個人年金保険グローバル・ウィンのご契約中は以下の費用をご契約者にご負担いただきます。

据置（運用）期間中の費用

すべてのご契約者にご負担いただく費用です。

項目	目的	費用	備考
契約初期費	保険契約の締結などに必要な費用	一時払保険料に対して ... 5%	特別勘定繰入前に控除します。
保険関係費	保険契約の維持および管理などに必要な費用（死亡給付金および災害死亡給付金を支払うための費用を含みます）	特別勘定の資産総額に対して ... 年率 0.75%+ 運用実績に応じた費用（※）	特別勘定の資産総額に対して左記の年率 /365 日を毎日積立金から控除します。

※運用実績を毎日判定し、運用実績が年率 1.5% を超過した場合のみ、**超過分 1% あたり 0.1%(上限 1.25%)** 控除します。

特定の取引のご契約者にご負担いただく費用です。

項目	目的	費用	備考
契約者貸付利息	契約者貸付を受けた場合の利息	貸付金額に対して ... 当社所定の利率	年単位の契約応当日始に、積立金から控除します。
移転費用	積立金の移転が年間 13 回以上の時	年間13回以上の移転1回につき ... 1,000 円	会社が移転を受け付けた日末に、積立金から控除します。

年金支払期間中の費用

年金支払開始日以後にご負担いただく費用です。

項目	目的	費用	備考
年金管理費	年金支払開始日以後、年金の支払・管理の費用	支払年金額に対して ... 1%	年金支払開始日以後、年金支払日に責任準備金から控除します。

その他の費用

上記の他に間接的にご契約者にご負担いただく費用は次のとおりです。

項目	目的	費用	備考
資産運用関係費（※ 1）	特別勘定の運用にかかわる費用。特別勘定の運用対象となる投資信託の信託報酬などが含まれます。	日本株インデックス型 (GW) ... 年率 0.42% 程度（税抜 0.40% 程度） 日本株アクティブ型 (GW) ... 年率 0.924% 程度（税抜 0.88% 程度） 海外株式型 (GW) ... 年率 0.399% 程度（税抜 0.38% 程度） 新興成長国株式型 (GW) ... 年率 1.155% 程度（税抜 1.10% 程度） 海外債券型 (GW) ... 年率 0.9135% 程度（税抜 0.87% 程度） 日本債券型 (GW) ... 年率 0.252% ～ 0.3675% 程度（税抜 0.24% ～ 0.35% 程度） 海外リート型 (GW) ... 年率 0.42% 程度（税抜 0.40% 程度） マネープール型 (GW) ... 年率 0.008925% ～ 0.525% 程度（税抜 0.0085% ～ 0.50% 程度） （※ 2）	各特別勘定で利用する投資信託において、信託財産に対し所定の率を乗じた金額が信託報酬等として毎日控除されます。

※ 1 資産運用関係費は、将来変更されることがあります。

※ 2 当該各月の前月の最終営業日を除く最終 5 営業日間における短資協会発表の無担保コールオーバーナイト物レートの平均値に応じて、各月ごとに決定します。

- その他お客さまにご負担いただく手数料には、信託事務の諸費用等、有価証券の売買委託手数料および消費税等の税金がかかりますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は各特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。
- 解約・減額時の解約控除（手数料）はありません。

税金のお取扱い

保険料支払時の税務

生命保険料控除

一時払保険料は、お申込みいただいた年の生命保険料控除の対象となり、所得税・住民税の負担が軽減されます（個人年金保険料にかかる控除の対象とはなりません）。

据置（運用）期間中の税務

解約・減額時の税務

運用収益（解約払戻金から払込保険料を差し引いた金額）に対して課税されます。

年金種類	解約・減額までの期間	
	契約から 5 年以内	契約から 5 年超
確定年金	20% 源泉分離課税	一時所得
保証期間付終身年金	一時所得	
一時金付終身年金	一時所得	

一時所得について

他の一時所得と合算して特別控除年間50万円までは非課税で、50万円をこえる部分の2分の1の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

（運用収益）

課税対象額 = { 解約払戻金 - 払込保険料 - 特別控除50万円 } X 1/2

→

運用収益200万円の場合

解約払戻金
700万円

払込保険料
500万円

＝

運用収益
200万円

特別控除
50万円

課税対象額
75万円

●他に一時所得がないと仮定した場合

運用収益の課税繰り延べ

特別勘定の主な運用対象となる投資信託の分配金は課税されることなく、自動的に再投資されます。これにより長期の資産運用において複利の運用効果を期待できます。

A. 20%課税される商品の場合

運用収益

→

20% → 税金

80% → 再投資

B. グローバル・ウィンの場合

運用収益

→

100% → 再投資

1,000万円の資金を年率5%で運用した場合の運用比較

(運用収益に課税ありの場合は、運用収益の20%が課税されるものとして計算)

万円

運用金額

2,000

1,500

1,000

0

5

10

15年

運用年数

運用収益に課税なし

運用収益に課税あり

運用収益を再投資せず

1,276

1,217

1,200

1,629

1,480

1,400

2,079

1,801

1,600

●上記データは、運用比較の一般例であり、グローバル・ウィンの運用についての例示ではありません。

死亡給付金の相続税非課税枠

死亡給付金受取人が法定相続人の場合、一定の金額が相続税非課税となります。

死亡給付金の相続税非課税枠 = 500万円 X 法定相続人数

●「契約者＝被保険者」であることが必要です。また、すべての生命保険契約の死亡給付金・死亡保険金との合算となります。

例

被相続人

相続人

夫

夫

妻

長男

長女

次女

契約者 被保険者 死亡給付金受取人

500万円 X 4人 = 2,000万円

までが相続税非課税

→

現預金2,000万円の場合

現預金
2,000万円

相続税の
対象となる価格
2,000万円

死亡給付金2,000万円の場合

死亡給付金
2,000万円

相続税の
対象となる価格
0万円

死亡給付金を一時金受取された場合の税務

契約形態によって異なります。

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	課 税
👨 夫	👨 夫	👩 妻	相続税
👨 夫	👩 妻	👨 夫	所得税（一時所得）
👨 夫	👩 妻	👦 子	贈与税

財産を誰に遺す？

遺産の分割

ご主人の遺産 → ?

協議分割

遺産の分割がまとまるまで、相続財産を勝手に処分することはできません。

「相続」が「争族」にならないように…

グローバル・ウィンの死亡給付金は？

死亡給付金は受取人固有の財産で、協議分割の対象外です。

死亡給付金 例えば1,000万円

左記は死亡給付金受取人を奥様に指定した場合です。死亡給付金受取人は、お子様を指定したり、奥様とお子様など複数人を指定することも可能です。

保険会社 → 👩 奥様

死亡給付金は、必要書類を受付けた日の翌日から起算して5営業日以内にお支払いします。

●事実確認のために特に時日を要する場合を除きます。

死亡給付金を年金形式で分割受取された場合の税務

契約形態や年金受取の申出時期により異なります。

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	年金受取申出時期	給付金支払事由発生時の課税	年金受取時の課税
👨 夫	👩 妻	👨 夫	死亡日前に申出	なし	雑所得
			死亡日後に申出	一時所得	
👨 夫	👨 夫	👩 妻	死亡日前に契約者より申出があり、死亡日後に受取人より変更の申出がない場合	相続税法第24条の規定により評価した価額に対して相続税（下記例示参照）	
			死亡日後に申出	死亡給付金に対して相続税	

相続税法第24条に基づく評価

契約時に年金支払特約（36年確定年金）を付加し、死亡日後に受取人より変更の申出がなく、年金額300万円の場合の評価額

夫

夫

妻

契約者 被保険者 死亡給付金受取人

年金総額

年金額 **300万円** X 残存期間 **36年** = 年金総額 **1億800万円**

相続税法第24条に基づく評価額

年金総額 **1億800万円** X 評価割合 **20%*** = 評価額 **2,160万円**

※年金の残存期間36年の場合の評価割合

●例示のケースの場合、さらにP12の「死亡給付金の相続税非課税枠」が適用され、「500万円x法定相続人数」が非課税となります。

年金総額1億800万円の場合

年金総額
1億800万円

相続税法
第24条に
基づく評価額
2,160万円

年金受取時の税務

年金種類	毎年の年金受取時	年金の一括受取時
確定年金	雑所得	一時所得
保証期間付終身年金		雑所得
一時金付終身年金		

●年金受取人がご契約者以外の場合、年金支払開始時に相続税法第24条に基づく評価額に対して贈与税が課税されます。

本パンフレットに記載の内容は、2008年1月1日時点の税務取扱いに基づく一般的な例示であり、個別契約の税務取扱いを示すものではありません。本税務取扱いは、保険期間中を含め、将来変更される場合があります。個別契約の具体的な税務取扱いについては、税理士等の資格をもった専門家、または所轄税務署にご相談ください。

ご契約について

保険種類	新変額個人年金保険
特別勘定グループ	特別勘定グループ（GW）
契約日（＝責任開始日）	保険契約のお申込みをいただき引受保険会社が保険料を受け取った日となります。 （引受保険会社の承諾が必要）
契約者	個人の方のみとなります（法人契約はできません）。年齢に制限はありません。
被保険者	契約者ご本人または契約者の３親等以内のご親族で０歳から７８歳までの方となります。 （契約年齢は契約日における満年齢）
死亡給付金受取人	被保険者の３親等以内のご親族からご指定いただきます。
年金受取人	契約者または被保険者からご指定いただきます。
後継年金受取人	年金受取人が死亡されたときに、その受取人の権利および義務のすべてを継承する人を法定相続人からご指定いただくことができます（ご指定は任意）。
年金種類	契約時は「確定年金」「保証期間付終身年金」「一時金付終身年金」からご指定いただきます。 ※契約後、引受保険会社所定の他の年金種類に変更できます。
年金支払開始年齢	「被保険者年齢＋１２歳以上」の年齢かつ９０歳以下（１歳刻み）でご指定いただきます。
告知書	契約時に職業等をご記入いただきます（健康状態は不要）。 ※重要なことからについて事実と異なる告知をされますと告知義務違反となり、ご契約が解除され、給付金などをお支払いできない場合があります。
保険料払込方法	一時払
クーリング・オフ	ご契約の申込日または一時払保険料充当金が入受保険会社の口座に着金した日のいずれか遅い日から、その日を含めて８日以内であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。この場合、お払込みいただいた金額を全額お返しいたします。
基本保険金額（一時払保険料）	300万円以上通算５億円以下／１万円単位
保険料の特別勘定繰入日	「引受保険会社が契約のお申込みを承諾した日の翌営業日」または「契約日からその日を含めて８日目（非営業日の場合は翌営業日）」のいずれか遅い日末に特別勘定に繰り入れます。
据置（運用）期間	１２年以上（最長９０歳まで）
積立金の移転（スイッチング）	年間１２回まで手数料無料。年間１３回目以上は１回あたり１,000円を積立金から控除します。 ※会社受付日の翌営業日の翌日から効力を生じます。 ※一時払保険料が特別勘定に繰り入れられるまでの間は積立金の移転（スイッチング）はできません。
積立金構成割合の自動調整（リバランス）	お取り扱いします。 構成割合１％単位。期間３ヵ月ごと、６ヵ月ごと、１年ごとから指定可能です。
減額	基本保険金額１万円以上／１万円単位（減額後の基本保険金額が３００万円以上残る範囲） ※基本保険金額３００万円のご契約につきましては減額ができませんのでご注意ください。
解約	契約日以後年金支払開始日前日までのお申し出に限りお取り扱いします。 解約払戻金は、解約に必要な書類を引受保険会社の本社が受け付けた日の翌営業日末の積立金となります（解約控除はありません）。 ※書類が本社に到着した日が受け付けた日となるとは限りませんのでご注意ください。
契約者貸付	１万円以上／１,000円単位（解約払戻金の５０％以内で利息は引受保険会社所定の利率によります）
年金支払移行特約	契約後３年以上経過した日から年金支払開始日前日までのお申し出に限りお取り扱いします。
据置期間付確定年金	契約後５年以上経過した日から年金支払開始日前日までのお申し出に限りお取り扱いします。
死亡給付金の年金受取（年金支払特約）	お取り扱いします（契約時は３６年確定年金のみ選択可）。
年金額の制限	１０万円以上３,000万円以下／１円単位
年金種類の変更	お取り扱いします（年金支払開始日前日までのお申し出に限りです）。
年金支払開始日の変更	お取り扱いします（年金支払開始日前日までのお申し出に限りです）。

保険の世界ブランド「AXA」

AXA グループについて

AXA(アクサ)グループは、１８１７年に生まれ、５,200万人のお客さまから信頼されている世界最大級の保険・金融グループです。フィナンシャル・プロテクション(個人から中小企業、大企業まで、あらゆるお客さまに対して、生涯を通じて、生命保険、損害保険、養老資金、相続に関するニーズにお応えしていくビジネス)をコアビジネスとしています。

2006年のKey figures

世界約**15万人***の従業員とディストリビューターが、
お客さまのニーズに即した質の高いサービスを提供しています。

総売上約**11兆3,000億円**(約790億ユーロ)

運用資産総額約**196兆3,000億円**(約1兆3,150億ユーロ)*

純利益約**7,300億円**(約51億ユーロ)

S&P 保険財務力格付け **AA**

※格付けは2007年12月時点のAXAグループの主要な保険子会社に対する評価であり、将来的には変化する可能性があります。また、格付けは格付け機関の意見であり、保険金支払い等についての保証を行うものではありません。

* ウィンタートウル・グループを含む

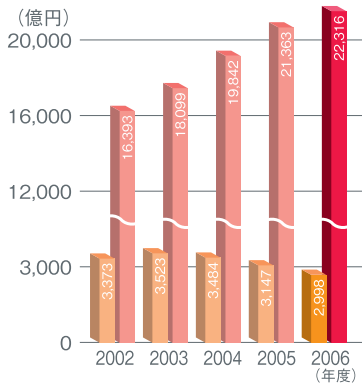
数値は2006年AXAグループ実績
総売上、純利益／1ユーロ＝142.9円(2006年平均)
運用資産総額／1ユーロ＝149.3円(2006年12月31日)

アクサ フィナンシャル生命について

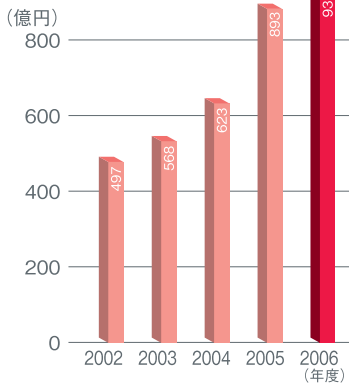
アクサ フィナンシャル生命は世界最大級の保険・金融グループAXA(アクサ)の一員です。1986年の創立以来、生命保険を万一の場合の保障だけでなく、豊かな人生を実現するための積極的な資産形成にお役立ていただくことをご提案しています。また、お客さまのさまざまなニーズにお応えする多彩な生命保険商品をご提供し、日本におけるAXAのフィナンシャル・プロテクション事業の一翼を担っています。

主な財務指標の推移

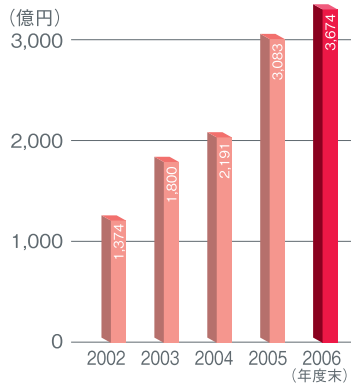
新契約高・保有契約高の推移 (個人保険＋個人年金保険)



保険料等収入の推移



総資産の推移



ソルベンシー・マージン比率 **1,163.7%**(2007年3月末)

※「ソルベンシー・マージン比率」とは保険会社の健全性を示す行政監督上の指標のことで、200％を上回っていれば健全性のひとつの基準を満たしていることを示しています。アクサ フィナンシャル生命の2007年3月末のソルベンシー・マージン比率は1,163.7％と、高い水準を維持しています。

S&P 保険財務力格付け **A+**

※上記の格付けは2007年12月時点での評価であり、将来的には変化する可能性があります。また、格付けは格付け機関の意見であり、保険金支払い等についての保証を行うものではありません。

グローバル・ウィン Q&A

Q グローバル・ウィンではなぜ「契約初期費」がかかるのですか？

A グローバル・ウィンではご契約者にご負担いただくトータルコストの軽減を目指した結果、「契約初期費」をいただく費用スキームを採用しました。グローバル・ウィンではご契約時にご契約者から所定の費用をまとめていただくことで、運用収益に影響を及ぼす据置（運用）期間中の「保険関係費」の水準を極力抑え、さらには「解約控除」のない受取メリットを実現しました。つまり、グローバル・ウィンでは費用面でも長期運用におけるご契約者の経済性の向上を図っているのです。

Q 変額個人年金保険は、据置（運用）期間が長いうえで、途中で解約する場合は「解約控除」という費用が差し引かれると聞いたことがあります？

A 変額個人年金保険には早期解約・減額時に「解約控除」が差し引かれるものがあります。しかし、グローバル・ウィンでは、ご契約時に契約初期費をいただくことで、「解約控除」を取り払いました。万一途中で資金が必要な場合には、いつでも解約・減額によって解約払戻金（＝積立金）を受け取れます。これにより、ご契約後の期間に縛られることなく安心して資産形成を図っていただけるのです。



ご注意

グローバル・ウィンは、資産の管理・運用を、他の保険種類とは明確に区分し、独立した特別勘定にて行います。経済情勢や運用状況によっては高い収益性を期待できますが、一方で株式その他の有価証券や為替の価格変動などによる運用リスクはご契約者に帰属します。ご契約者の判断と責任において十分にご検討のうえお申込みください。

「契約締結前交付書面（契約概要 / 注意喚起情報）」「ご契約のしおりー約款 / 特別勘定のしおり」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ大切に保管してください。